

別紙（北海道電力ネットワーク株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

北海道

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（11）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝最低料金（3項（1）による場合）

基本料金＝基本料金単価×契約容量（3項（2）～（10）の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（3項（2）～（10）の場合）

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量（次項（1）～（5）の場合）

電力量料金＝定額料金＋（電力量料金単価×定額分の使用量をこえる使用量）（次項（6）～（10）による場合）

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

*次項3（4）ホ、（5）ホ 割引額＝（①＋②＋③－割引額）×割引率

B) 次項3（12）～（14）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

※1契約あたり、もしくは、契約容量あたりで基本料金が設定されている場合は設定されている料金によります。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量（次項3（3）の場合）

電力量料金＝定額料金＋（電力量料金単価×定額分の使用量をこえる使用量）（次項（1）、（2）による場合）

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤ 割引額＝（①＋②＋③－次項3（1）～（3）へ 割引額）×割引率

C) 次項3（15）（16）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

- ②電力量料金＝電力量料金単価×使用量
 ③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量
 ④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量
 ⑤割引額＝（①＋②＋③）＊割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

（１）従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)使用する最大電流が5 アンペア以下であること。

(b)定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電流

契約電流は、5 アンペアといたします。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	1 契約につき最初の 9kWh まで	284 円 26 銭
電力量料金	上記を超える 1kWh につき	23 円 97 銭

ホ 割引率

割引率は 1 0 % とします

（２）従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	341 円 00 銭
	15A		511 円 50 銭
	20A		682 円 00 銭
	30A		1,023 円 00 銭
	40A		1,364 円 00 銭
	50A		1,705 円 00 銭
	60A		2,046 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	23 円 97 銭
	121kWh～280kWh	1kWh	30 円 26 銭
	281kWh～	1kWh	33 円 98 銭

ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	250 円 80 銭
---------	------------

ヘ 割引率

割引率は10%とします

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が7キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当

社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	341 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	23 円 97 銭
	121kWh～280kWh	1kWh	30 円 26 銭
	281kWh～	1kWh	33 円 98 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(4) エネとく S プラン B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	341 円 00 銭
	15A		511 円 50 銭
	20A		682 円 00 銭
	30A		1,023 円 00 銭
	40A		1,364 円 00 銭
	50A		1,705 円 00 銭
	60A		2,046 円 00 銭
電力量料金	1 契約につき最初の 150kWh まで	定額	3,293 円 00 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	32 円 37 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(5) エネとくMプランB

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	341 円 00 銭
	15A		511 円 50 銭
	20A		682 円 00 銭
	30A		1,023 円 00 銭
	40A		1,364 円 00 銭
	50A		1,705 円 00 銭
	60A		2,046 円 00 銭
電力量料金	1 契約につき最初の 250kWh まで	定額	6,332 円 69 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	32 円 32 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(6) エネとくMプランC

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が 7 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものにつ

いても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	341 円 00 銭
電力量料金	1 契約につき最初の 250kWh まで	定額	6,047 円 50 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	31 円 25 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(7) エネとく L プラン B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	341 円 00 銭
	15A		511 円 50 銭
	20A		682 円 00 銭
	30A		1,023 円 00 銭
	40A		1,364 円 00 銭

	50A		1,705 円 00 銭
	60A		2,046 円 00 銭
電力量料金	1 契約につき最初の 400kWh まで	定額	11,169 円 15 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	32 円 26 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(8) エネとく L プラン C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 7 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	341 円 00 銭
電力量料金	1 契約につき最初の 250kWh まで	定額	10,721 円 00 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	31 円 20 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(9) エネとくスマートプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 7 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) ヒートポンプを利用した電気暖房機または電気給湯器を使用し、かつ、需要場所におけるすべての暖房設備および給湯設備に要する熱源を電気でまかなう需要であること。
- (c) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場

所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

(a) 日中時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

(b) 夜間・日祝時間

日中時間以外の時間をいいます。

ニ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロワットにつき	1kW	396 円 00 銭
電力量料金	日中時間	1kWh	27 円 05 銭
	夜間・日祝時間	1kWh	17 円 63 銭

ヘ 割引率

割引率は 3 %とします

(10) Web・e プラス B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	30A	1 契約	1,023 円 00 銭
	40A		1,364 円 00 銭
	50A		1,705 円 00 銭
	60A		2,046 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	23 円 97 銭
	121kWh～280kWh	1kWh	30 円 26 銭
	281kWh～	1kWh	33 円 98 銭

ホ Web 割引額

Web 割引額は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	305 円 56 銭
---------	------------

ヘ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計からホ Web 割引額を差し引いた金額が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	250 円 80 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 3 % とします

(1 1) Web・e プラス C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 7 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボル

トとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	341 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	23 円 97 銭
	121kWh～280kWh	1kWh	30 円 26 銭
	281kWh～	1kWh	33 円 98 銭

ホ Web 割引額

Web 割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	305 円 56 銭
---------	------------

ヘ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計からホの Web 割引額を差し引いた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	250 円 80 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は3%とします

（12）エネとくシーズンプラスB

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)ヒートポンプを利用した電気式エア・コンディショナーを使用する需要であること。

(b)契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(c)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によ

って定めます。

ニ 期間区分

期間区分は次のとおりとします。

(a) 冬期間

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）、および 11 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(b) その他期間

冬期間以外の期間をいいます。

ホ 料金単価（税込）

基本料金	30A	1 契約	1,056 円 00 銭
	40A		1,408 円 00 銭
	50A		1,760 円 00 銭
	60A		2,112 円 00 銭
電力量料金 （冬期間）	1 契約につき最初の 200kWh まで	定額	5,399 円 00 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	34 円 86 銭
電力量料金 （その他期間）	1 契約につき最初の 200kWh まで	定額	4,633 円 40 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	29 円 36 銭

ヘ エアコン割引額

エアコン割引額は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のエアコン割引額は半額とします。

1 契約につき	305 円 56 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 10 % とします

(13) エネとくシーズンプラス C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) ヒートポンプを利用した電気式エア・コンディショナーを使用する需要であること。

(b) 契約容量が 7 キロボルト以上であり、かつ、10 キロボルトアンペア以下であること。

(c) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ニ 期間区分

期間区分は次のとおりとします。

(a) 冬期間

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）、および 11 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(b) その他期間

冬期間以外の期間をいいます。

ホ 料金単価（税込）

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	352 円 00 銭
電力量料金 （冬期間）	1 契約につき最初の 200kWh まで	定額	5,031 円 60 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	34 円 20 銭
電力量料金 （その他期間）	1 契約につき最初の 200kWh まで	定額	4,250 円 60 銭
	上記をこえる 1kWh につき	1kWh	28 円 92 銭

ヘ エアコン割引額

エアコン割引額は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のエアコン割引額は半額とします。

1 契約につき	305 円 56 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 10 % とします

(14) e タイム 3 プラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) ヒートポンプを利用した電気暖房機もしくは電気給湯器または定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングのいずれかの電気機器を使用する需要であること。ただし、定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要を除きます。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、北海道電力株式会社の e タイム 3 プラス（需給契約要綱）によります。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は次のとおりとします。

(a) 午後時間

毎日午後 1 時から午後 6 時までの時間をいいます。

(b) 朝晩時間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

(c) 夜間時間

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間をいいます。

ホ 料金単価（税込）

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1 契約につき	1 契約	2,215 円 48 銭
電力量料金	午後時間	1kWh	40 円 67 銭
	朝晩時間	1kWh	30 円 90 銭
	夜間時間	1kWh	14 円 63 銭

(b) 契約容量が 7 キロボルトアンペアまたは 8 キロボルトアンペアの場合

基本料金	1 契約につき	1 契約	2,724 円 74 銭
電力量料金	午後時間	1kWh	40 円 67 銭
	朝晩時間	1kWh	30 円 90 銭
	夜間時間	1kWh	14 円 63 銭

(c) 契約容量が 9 キロボルトアンペア以上の場合

基本料金	1 契約につき 10kVA まで	1 契約	3,234 円 00 銭
	上記をこえる 1kVA につき	1kVA	473 円 00 銭
電力量料金	午後時間	1kWh	40 円 67 銭
	朝晩時間	1kWh	30 円 90 銭
	夜間時間	1kWh	14 円 63 銭

ヘ 暖房融雪割引

暖房融雪割引は、北海道電力株式会社の e タイム 3 プラス（需給契約要綱）によります。

ト 割引率

割引率は 3 % とします

(15) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	1kW	1287 円 00 銭
電力量料金	1kWh	17 円 67 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(16) エネとく動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

(a) 約款 3 条（12）により契約電力を定める場合

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	935 円 00 銭
電力量料金	1 キロワット時につき	19 円 57 銭

(b) 約款3条（7）により契約容量を定める場合

基本料金	契約電力1キロワットにつき	1,558 円 34 銭
電力量料金	夏季ピーク時間および冬季ピーク時間	19 円 57 銭

ホ 割引率

割引率は2%とします

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。